

子育て支援センターをご利用ください

当市には、子育て支援センターが市立実住保育園と私立風の村保育園の2園に設置されています。

この子育て支援センターでは、保育士が子育てに関する相談に応じているほか、子育てに関する事業を通じて親子のふれあいを支援しています。

詳しくは、それぞれの子育て支援センターにお尋ねください。

市立実住保育園内子育て支援センター

○保育園であそぼう

ここにこルームのお部屋や実住保育園の園庭で遊べるほか、身体測定をすることができます。

また、実住保育園で行われるさまざまな行事にも参加することができます。

と き

午前部 毎週月曜・火曜・水曜・金曜日

午前9時30分～11時30分

午後部

毎週月曜・火曜・水曜・木曜日

午後1時30分～3時30分

(祝日、年末年始を除く)

定員 1日各8組(予約制)

○あかちゃんルーム

0歳と1歳のお子さん専用日です。不定期ですが看護師も参加します。

と き

毎週水曜日

午前9時30分～11時

(祝日、年末年始を除く)

定員 1日8組(予約制)

○子育てサークルへの支援

子育てサークルの育成や子育てサークルからのさまざまな相談に応じています。



○そのほかの事業

市中央公民館の一室で自由に遊ぶことができる「ほっと広場」は、予約なしで参加することができます。

※各事業の詳細い内容などは、毎月発行する「にこにこだより」でご確認ください。

「にこにこだより」は、市役所児童家庭課・健康管理課・幼児ことばの相談室、市中央公民館、市立図書館、簡易マザーズホームつくし園、各市立保育園に備えてあるほか、市ホームページでもご覧いただけます。

○申し込み・問い合わせ先

市立実住保育園内子育て支援センター

☎443-8900

私立風の村保育園内子育て支援センター

○保育園であそぼう

隣接する多世代交流スペース「かぜのもりひろば」へ「はらっぱ探検」に行ったり、お楽しみの時間にお話しやわらべ歌遊び、おもちゃ作り、ミニミニ人形劇などで楽しめるほか、身体測定をすることができます。

と き

毎週月曜～金曜日

午前9時30分～11時30分

(祝日、年末年始を除く)

※各事業の詳細い内容は、毎月発行する「かぜのむらつうしん」でご確認ください。

「かぜのむらつうしん」は、風の村保育園、市役所児童家庭課・健康管理課、市中央公民館、市立図書館に備えてあります。

○申し込み・問い合わせ先

私立風の村保育園内子育て支援センター

☎440-2008

実施日一覧

【別表】

市内認可保育園名 電話番号	子育て相談実施日 (面談相談は、市立実住保育園、 私立風の村保育園のみ)	にこにこ広場実施日 (雨天実施)
市立八街保育園 ☎443-1727	電話相談のみ 毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時	毎月第1・第3水曜日 午前9時30分～11時30分
市立実住保育園 ☎443-1020	面談相談・電話相談とも 毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時	毎月第2・第4金曜日 午前9時30分～11時30分
市立朝陽保育園 ☎444-0099	電話相談のみ 毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時	毎月第2・第4火曜日 午前9時30分～11時30分
市立交通保育園 ☎444-0519	電話相談のみ 毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時	毎月第1・第3火曜日、第4水曜日 午前9時30分～11時30分
市立二州第一保育園 ☎445-4003	電話相談のみ 毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時	毎月第2・第4木曜日、第1金曜日 午前9時30分～11時30分
市立二州第二保育園 ☎445-5021	電話相談のみ 毎週月曜～金曜日 午前9時～午後4時	毎月第1・第2水曜日、第3木曜日 午前9時30分～11時30分
私立風の村保育園 ☎440-2008	面談相談・電話相談とも 毎週月曜～金曜日 午後1時～4時	毎週月曜～金曜日 午前9時30分～11時30分

注意：各園とも実施日が祝日・年末年始期間にあたる場合は、事業を実施いたしません。

また、4月および8月は、私立風の村保育園のみの実施となりますのでご注意ください。

すべての認可保育園で園庭開放などの子育て支援をしています

市内に所在するすべての認可保育園では、子育て支援として、子育て相談室とにこにこ広場(園庭開放)事業をそれぞれ行っている。ついでに、気軽に利用できるように、各園ごとの実施日などは、別表の実施日一覧をご覧ください。

なお、各園ごとの実施日などは、別表の実施日一覧をご覧ください。子育て支援センターの場としてもご利用ください。

○子育て相談

子育ての不安や悩みなどに困る相談は電話相談

○にこにこ広場

広い園庭で保育園児と一緒に遊んだり、体験や手遊び、折り紙など制作も楽しめます。

児童手当現況届の手続きはお早めに

現在、児童手当を受給している方は、6月市立児童手当現況届を提出しなくてはなりません。この届け出は、児童手当を引き続き受ける要件に該当するか確認するためのものです。提出されない場合は、6月分以降の手当を受給することができなくなりますので、必ず提出してください。

提出期限 6月30日(月)
提出場所 市役所児童家庭課
詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ

ひとり親家庭等医療費等助成制度を「存じてすか」

- ひとり親家庭等医療費等助成制度とは、次の医療要件に該当する方で、18歳に達するまでの3月31日までの児童を扶養している方または母、もしくは父親に代わってその児童を扶養している方に対して、医療費などの一部を助成する制度です。
- 対象となる児童や児童を扶養している方は、母、もしくは父親に代わって児童を扶養している方が、扶養関与で受診した際などに負担する医療費、調剤料、入院料、調剤報酬証明手数料の一日の費用を助成します。
- 助成要件
 - 離婚した上で、現在も婚姻をされていないこと
 - 配偶者の生死が引き続き1年以上明らかでないこと
 - 配偶者から引き継ぎ1年以上
- ④ ひとり親家庭等医療費等助成制度には、所得による助成制限があります。詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ